

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月13日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第2号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(社会福祉課) 第23条 社会福祉課は、市民の自立を支援し、及び地域で共に支えあう福祉の仕組みをつくるため、次の係を置く。 <u>(1) 福祉政策係</u> <u>(2) <省略></u> <u>(3) <省略></u> <u>2 福祉政策係においては、おおむね次の事務を分掌する。</u> <u>(1) 全世代型地域包括ケアシステムの推進に関すること。</u> <u>(2) 瀬戸市地域福祉計画の策定及び進捗に関すること。</u> <u>(3) 重層的支援体制の構築に関すること。</u> <u>(4) 生活困窮者の支援に関すること。</u> <u>(5) 瀬戸市社会福祉法人審査会に関すること。</u> <u>(6) 他の所管に属しない社会福祉法人の設立、定款変更及び指導監査に関すること。</u> <u>(7) 社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会に関すること。</u>	(社会福祉課) 第23条 社会福祉課は、市民の自立を支援し、及び地域で共に支えあう福祉の仕組みをつくるため、次の係を置く。 <u>(1) <省略></u> <u>(2) <省略></u>

(8) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関するこ
と。

(9) 災害弔慰金、災害援護資金等に関するこ
と。

(10) 行旅病人及び行旅死亡人に関するこ
と。

(11) 人権擁護に関するこ
と。

(12) 更生保護に関するこ
と。

(13) 瀬戸市生活資金融資あっせん制度に関する
こ
と。

(14) 瀬戸市福祉基金に関するこ
と。

(15) 健康福祉部の庶務に関するこ
と。

(16) 社会福祉課の庶務に関するこ
と。

3 保護係においては、おおむね次の事務を分掌
する。

(1)及び(2) <省略>

(3) <省略>

(4) <省略>

2 保護係においては、おおむね次の事務を分掌
する。

(1)及び(2) <省略>

(3) 生活困窮者の支援に関するこ
と。

(4) <省略>

(5) <省略>

(6) 瀬戸市地域福祉計画の策定及び進捗に関す
るこ
と。

(7) 社会福祉法人等審査会に関するこ
と。

(8) 他の所管に属しない社会福祉法人の設立、
定款変更及び指導監査に関するこ
と。

(9) 社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会に関す
るこ
と。

(10) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関するこ
と。

(11) 災害弔慰金、災害援護資金等に関するこ
と。

(12) 行旅病人及び行旅死亡人に関するこ
と。

(13) 人権擁護に関するこ
と。

(14) 更生保護に関するこ
と。

(15) 瀬戸市生活資金融資あっせん制度に関する

<p>4 福祉係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) <省略></p> <p>(5) <u>瀬戸市地域自立支援委員会に関すること。</u></p> <p>(6) <u>瀬戸市障害者福祉基本計画の策定及び進捗に関すること。</u></p> <p>(7) <省略></p> <p>(8) <u>瀬戸市身体障害者福祉センターに関すること。</u></p> <p>(9) <省略></p> <p>(国保年金課)</p> <p>第27条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 保険料係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) <省略></p> <p>4及び5 <省略></p> <p>(本庁の職制)</p> <p>第45条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、そ</p>	<p>こと。</p> <p>(16) <u>瀬戸市福祉基金に関すること。</u></p> <p>(17) <u>健康福祉部の庶務に関すること。</u></p> <p>(18) <u>社会福祉課の庶務に関すること。</u></p> <p>3 福祉係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) <u>瀬戸市身体障害者福祉センターに関すること。</u></p> <p>(5) <省略></p> <p>(6) <省略></p> <p>(7) <省略></p> <p>(8) <u>瀬戸市障害者福祉基本計画の策定及び進捗に関すること。</u></p> <p>(国保年金課)</p> <p>第27条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 保険料係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) <u>国民健康保険事業費納付金に関すること。</u></p> <p>(4) <省略></p> <p>(5) <省略></p> <p>4及び5 <省略></p> <p>(本庁の職制)</p> <p>第45条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、そ</p>
---	--

それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
部	部長	上司の命を受け、部の事務（部に次項の担当部長を置く場合にあつては、当該担当部長が掌理する事務を除く。）を掌理し、所属の職員（同担当部長が指揮監督する職員を除く。）を指揮監督する。
<省略>		

2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
<省略>		
保育課	<省略>	<省略>
部	担当部長	上司の命を受け、部の担当事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
<省略>		

3 <省略>

（公所の職制）

第46条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる公所にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
<省略>		
浄化センター管理事務所	<省略>	<省略>
ノベルティ・こども創造館	館長	上司の命を受け、ノベルティ・こども創造館の事

それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
<省略>		

2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
<省略>		
保育課	<省略>	<省略>
<省略>		

3 <省略>

（公所の職制）

第46条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる公所にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
<省略>		
浄化センター管理事務所	<省略>	<省略>

造館		務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。			
瀬戸市美術館	館長	上司の命を受け、瀬戸市美術館の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。			
瀬戸蔵ミュージアム	館長	上司の命を受け、瀬戸蔵ミュージアムの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。			
斎苑	苑長	上司の命を受け、斎苑の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。			
資源リサイクルセンター	所長	上司の命を受け、資源リサイクルセンターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。			
市民サービスセンター	所長	上司の命を受け、市民サービスセンターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。			
交通児童遊園	園長	上司の命を受け、交通児童遊園の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。			
せとっ子ファミリー交流館	館長	上司の命を受け、せとっ子ファミリー交流館の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。			
<省略>			<省略>		
2及び3 <省略>			2及び3 <省略>		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。